

習志野市地球温暖化対策実行計画

—職員による第4次行動—



職員一人ひとりが「取組」を「続ける」という選択。



習志野市地球温暖化対策実行計画-職員による第4次行動-

R1 (2019) 年度～R12(2030) 年度

第1期

H31(2019).4～R5(2023).3

第2期

R5(2023).4～R9(2027).3

第3期

R9(2027).4～R13(2031).3

目 次

1. 計画策定の背景	2
2. これまでの取り組み	3
(1) 習志野市エコオフィスプラン(平成 11(1999)年度～平成 15(2003)年度)の状況	
(2) 習志野市地球温暖化防止率先行動計画(平成 16(2004)年度～平成 20(2008)年度)の状況	
(3) 習志野市地球温暖化防止実行計画(平成 21(2009)年度～平成 30(2018)年度)の状況	
3. 計画の概要	5
(1) 計画の位置づけ	5
(2) 計画の期間	6
(3) 計画の対象	6
(4) 基準年度	7
(5) 近年の世界や国と市の動向	8
4. 温室効果ガスの削減目標	10
5. 温室効果ガス削減のための取り組み	11
(1) 第 1 期の取り組み	11
(2) 第 2 期目標達成のための取り組み	12
6. 計画の推進、管理体制	17
(1) 点検、報告、評価及び見直し	19
【資料編】	20
【用語解説】	34



1 計画策定の背景

地球温暖化は、人類の生存基盤にかかわる最も重要な環境問題とされています。

わが国では平成 9(1997)年 12 月において、平成 20(2008)年から平成 24(2012)年までに、温室効果ガスの排出量を平成 2(1990)年比で 6%削減することを約束した京都議定書が採択され、平成 10(1998)年 10 月には、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下「地球温暖化対策推進法」という。)が制定され、さらに平成 17(2005)年 4 月には、「京都議定書目標達成計画」が策定されました。

その後、平成 27(2015)年 11 月から 12 月にかけて国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議、いわゆる COP21 が開催され、京都議定書以来 18 年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。これは、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、先進国と途上国という二分論を超えた全ての国の参加、5 年ごとに貢献を提出・更新する仕組み、適応プロセスや行動、実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものとなっています。

これを受け、政府は平成 27(2015)年 7 月に令和 12(2030)年度の温室効果ガス削減目標を、平成 25(2013)年度比で 26.0%減(平成 17(2005)年度比で 25.4%減)とする「日本の約束草案」がパリ協定の採択を受けて以降、国の新たな地球温暖化対策計画が策定されました。令和 3(2021)年 10 月、国は令和 12(2030)年度における温室効果ガスを平成 25(2013)年度比で全体として 46%削減することを表明し、同月閣議決定された地球温暖化対策計画では、令和 32(2050)年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指すことが明記されました。

また、千葉県では、令和 3(2021)年度から令和 12(2030)年度までの 10 年間を計画期間とする第 4 次計画「千葉県地球温暖化対策実行計画事務事業編～千葉県庁エコオフィスプラン～」を策定し、平成 25(2013)年度比で、令和 12(2030)年度に県の事務・事業に伴うエネルギー起源の二酸化炭素排出量を 40%削減し、温室効果ガス排出量を 34%削減することを目標としています。

一方、本市では、平成 11(1999)年度に第 1 次実行計画「習志野市エコオフィスプラン」(平成 11(1999)年度から平成 15(2003)年度)をスタートし、その後、第 2 次実行計画「習志野市地球温暖化防止率先行動計画(平成 16(2004)から平成 20(2008)年度)」、第 3 次実行計画「習志野市地球温暖化防止実行計画(平成 21(2009)から平成 30(2018)年度)」を通して、温室効果ガスの削減に努めてきました。

これまでの第 1 次から第 3 次の実行計画の取り組みをもとに、市自らの事務事業に係る地球温暖化対策を推進するため、令和元(2019)年度から令和 12(2030)年度を計画期間とする第 4 次実行計画「習志野市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。計画期間を 12 年間とし、4 年ごとに第 1 期、第 2 期、第 3 期と位置付け、中間見直しを行っていきます。

この度は、第 1 期の削減目標を見直すとともに、本市の事務事業においても、国の目標に即した形で新たに削減目標を設定し、目標達成のための施策を強力に推進していくために、令和 5(2023)年度からの第 2 期計画として改訂しました。

なお、本計画は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づいており、市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定するものです。

✚ 2 これまでの取り組み

(1) 習志野市エコオフィスプラン(平成 11(1999)年度～平成 15(2003)年度)の状況

習志野市エコオフィスプランでは、重点項目として、庁舎等のエネルギーの抑制や上水使用量の削減等の項目ごとに5～20%の削減率の目標を掲げ、昼休みの消灯、冷暖房の適正な温度管理、車両の適正な使用、節水といった取り組みを実施してきました。

この結果、平成 15(2003)年度の実績を温室効果ガス量に換算すると 231,501kg-CO₂削減されました。これを基準年度の平成 9(1997)年度と比較すると、約 12.2%の削減が図られています。

(2) 習志野市地球温暖化防止率先行動計画(平成 16(2004)年度～平成 20(2008)年度)の状況

習志野市地球温暖化防止率先行動計画では、クールビズ、ウォームビズ、昼休みの消灯、低公害車の導入、エコドライブ等の取り組みや、グリーン購入等を推進した結果、平成 20(2008)年度の温室効果ガスの排出量は 6,523,060 kg-CO₂で、基準年度の平成 14(2002)年度と比較して 37,367 kg-CO₂(約 0.6%)減少しています(この数値はクリーンセンター及び津田沼浄化センターが除かれており、第 3 次実行計画より両方含みます)。

約 0.6%減少した主な要因は、ガソリン、都市ガス等の燃料の使用量が減少したことによりです。なお、電気の使用量は、電算室のホストコンピュータの増設、保育所の冷暖房機器の増設、小中学校のパソコン、冷暖房機器の増設等により微増となっています。

総排出量での目標値 2.2%削減の目標は達成できませんでした。

(3) 習志野市地球温暖化防止実行計画(平成 21(2009)年度～平成 30(2018)年度)の状況

習志野市地球温暖化防止実行計画(市職員による第 3 次行動)では、クールビズ、ウォームビズ、昼休みの消灯、低公害車の導入、エコドライブ等の取り組みや、グリーン購入等を推進しましたが、平成 30(2018)年度の床面積 1 m²当たりの二酸化炭素排出量は 136 kg-CO₂で平成 17(2005)年度の 120 kg-CO₂から約 11%増加しており、床面積 1 m²当たりの目標値の 10%削減は達成できませんでした。

また、平成 30(2018)年度の温室効果ガスの総排出量は 52,362,000 kg-CO₂で、基準年度の平成 17(2005)年度と比較して 2,552,000 kg-CO₂(約 5%)の増加となっています。

排出量が増加した主な要因は、施設の増改築の増加、電子機器の増加による電気使用量の増加と、電気の使用量から温室効果ガスの排出量を算出する際に用いる排出係数の数値が大きくなった(東京電力で 0.368kg-CO₂/kWh から 0.468 kg-CO₂/kWh に増大)ことが影響しています。

■表1 実行計画（事務事業編）策定の経緯

※各計画名は、法律等に基づき変更しています。

次期	計画期間	計画名
第1次	平成11(1999)年度 ～平成15(2003)年度	習志野市エコオフィスプラン
第2次	平成16(2004)年度 ～平成20(2008)年度	習志野市地球温暖化防止率先行動計画
第3次	平成21(2009)年度 ～平成30(2018)年度	習志野市地球温暖化防止実行計画 —市職員による第3次行動—
第4次	令和元(2019)年度 ～令和12(2030)年度	習志野市地球温暖化対策実行計画 —職員による第4次行動—

※各計画名は、法律等に基づき変更しています。

(参考) 温室効果ガスの排出量の単位 イメージ

CO₂ 1 t (トン)

- ・杉の木約71本が1年間に吸収するCO₂相当量
- ・25mプールひとつ分の体積 (25m×13m×1.5mとして)

CO₂ 1 kg (キロ)

- ・500ml ペットボトル約1,000本分の体積と同じ位
- ・自動車で3.6km走った時のCO₂排出量と同じ位 (自動車燃費を8.33km/Lとして計算)
- ・人間が1日に吐き出すCO₂排出量と同じ位

出典) 中部カーボン・オフセット推進ネットワーク

■表2 項目別二酸化炭素排出量 (第3次実行計画)

(二酸化炭素換算 単位: t-CO₂)

種別 \ 年度	平成17(2005)年度 【基準年度】	平成30(2018)年度 【実績】	削減率 (%)
合計	49,810	52,502	5.4
電気	6,670	13,709	105.5
都市ガス	3,455	3,269	▲5.4
廃棄物の焼却	26,911	27,201	1.1
コークス ^{※1}	10,800	6,326	▲41.4
公用車の燃料	376	427	13.6
その他 ^{※2}	1,598	1,565	▲2.1

※1 芝園清掃工場でごみを処理する際に使用している燃料です。

※2 灯油、A重油、液化石油ガス等です。

3 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

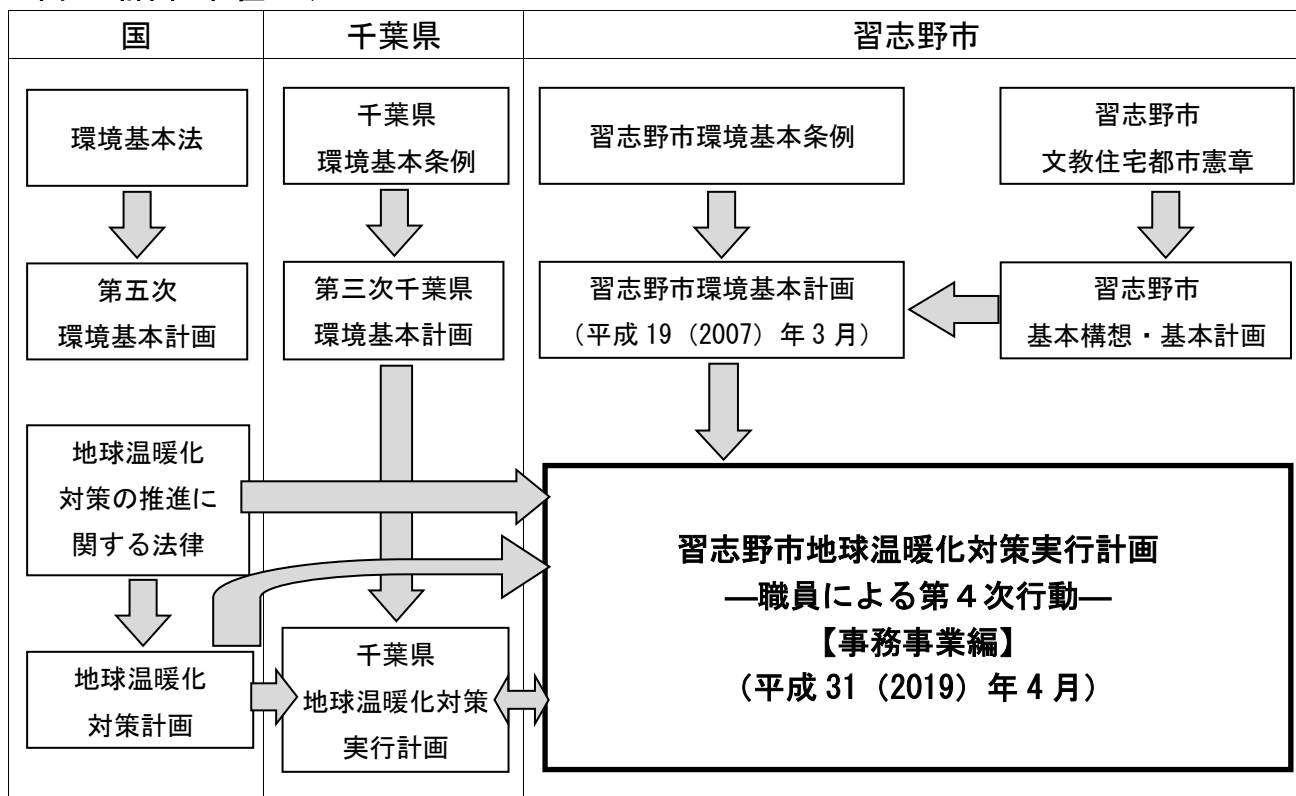
本計画は、市内における地球温暖化対策を推進するため、市が率先して自らの事務事業について、温室効果ガスの排出量を低減するとともに、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく実行計画として策定するものです。

温室効果ガスの排出量の低減は、エネルギー消費を抑制することと密接に関係しており、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下、「省エネ法」という。）第7条ではエネルギー年間使用量が原油換算1,500KL以上の事業者を特定事業者として国が指定しています。

本市では、市長部局、教育委員会、企業局が指定されており、特定事業者は、エネルギー消費原単位又は電気需要平準化評価原単位を中長期的に年平均1%以上低減させる措置に努めることとされ、省エネ法第14条及び第15条において、中長期的な計画の作成及び定期報告することが義務付けられています。

以上のことから、実行計画の策定にあたっては、地球温暖化対策推進法のみならず、省エネ法等の関連する法令や制度の趣旨を踏まえ、温室効果ガスの排出量を把握するとともに、排出量の削減に向けた取り組みや計画の推進体制を構築し、市の事務事業に係る関連部署と連携し、情報を共有することで、全庁的な温室効果ガス排出量を削減するための行動を起こしていく計画として位置付けます。

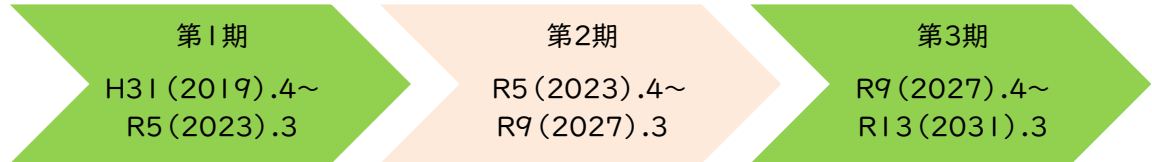
■図1 計画の位置づけ



(2) 計画の期間

本計画の期間は、国の地球温暖化対策計画に即し、
令和元(2019)年度から令和12(2030)年度までの12年間とします。

計画期間が長期となるため、4年ごとに第1期、第2期、第3期と位置付け、中間見直しを行っていきます。



(3) 計画の対象

① 温室効果ガスの種類

地球温暖化対策推進法に定められた温室効果ガスは、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化硫黄(SF₆)、三ふっ化窒素(NF₃)の7種類です。このうち本市では、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)を対象とします。

■表3 計画で対象とする温室効果ガスと調査項目(排出される主な原因)及び活動量

温室効果ガス	調査項目	活動量
二酸化炭素 (CO ₂)	・燃料(ガソリン、軽油等)の使用に伴う排出	燃料の種類ごとの使用量
	・他から供給された電気(照明等)の使用に伴う排出	電気の使用量
	・一般廃棄物(生ごみ、紙等)の焼却に伴う排出	一般廃棄物焼却量
メタン (CH ₄)	・自動車の走行に伴う排出	走行距離
	・一般廃棄物(生ごみ、紙等)の焼却に伴う排出	一般廃棄物焼却量
	・施設(終末処理場)における下水処理に伴う排出	下水処理量
一酸化二窒素 (N ₂ O)	・自動車の走行に伴う排出	走行距離
	・一般廃棄物(生ごみ、紙等)の焼却に伴う排出	一般廃棄物焼却量
	・施設(終末処理場)における下水処理に伴う排出	下水処理量
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	・自動車用エアコンディショナー使用時の排出	使用台数

② 事務事業及び組織の範囲

本計画では、市が行う事務事業及びすべての公共施設（指定管理者を含む）を対象とします。



（４）基準年度

本計画の※**基準年度平成 29（2017）年度**の温室効果ガスの排出量

※基準年度…目標年度に対する削減量などの割合又は量を示すための基準となる年度。

※国の地球温暖化対策計画は基準年度を平成 25(2013)年度としていますが、本市は平成 29(2017)年度に新庁舎が供用されたことから、基準年度を平成 29(2017)年度としています。

温室効果ガスの排出量については、地球温暖化対策推進法施行令（平成 18(2006)年 3 月 24 日改正）に基づき、二酸化炭素排出量を換算しました。

その結果、計画基準年度である、平成 29(2017)年度の習志野市役所の二酸化炭素排出量は 58,261t - CO₂となりました。

（参考）

「温室効果ガス排出量」は、温室効果ガスの物質ごとに、地球温暖化対策推進法施行令で定める方法により算定される排出量に、当該物質の地球温暖化係数を乗じ、それらを合算することにより算定します。

地球温暖化係数とは、各温室効果ガスの温室効果の強さがその種類によって異なっていることを踏まえ、二酸化炭素を 1（基準）として、各温室効果ガスの温室効果の強さを数値化したものです。

温室効果ガスの種類	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO ₂)	1
メタン (CH ₄)	25
一酸化二窒素 (N ₂ O)	298
ハイドロフルオロカーボン (HFC-134a)	1,430

(5) 近年の世界や国と市の動向

① 世界の動向

平成 27 (2015) 年 12 月の国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) では、世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて 2°C より十分低く保つとともに 1.5°C に抑える努力を追求することを目標にする「パリ協定」が採択されました。また、令和 3 (2021) 年 10 月に開催された国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議 (COP26) では、令和 12 (2030) 年に向けて迅速な気候変動対策に取り組む必要があるとされました。

② 国内の動向

国においては、令和 2 (2020) 年 10 月、当時の菅首相が臨時国会で「2050 年温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルと脱炭素社会の実現」を目指すことを宣言しました。

令和 3 (2021) 年 6 月、国は「地域脱炭素ロードマップ」を策定し、地方創生と脱炭素を共に実現する方向性を示しました。また、令和 3 (2021) 年 10 月、国は、令和 12 (2030) 年度における温室効果ガス排出量を、平成 25 (2013) 年度比で 46%削減することを表明し、同月閣議決定された「地球温暖化対策計画」では、令和 32 (2050) 年にカーボンニュートラルの実現を目指すことと明記されました。

③ 市の動向

本計画策定時は、令和 12 (2030) 年度までに温室効果ガス排出量を平成 29 (2017) 年度に比べて 12%削減することを目標としていました。これはエネルギーの使用の合理化等に関する法律 (省エネ法) に基づく年 1%以上のエネルギー消費原単位の低減を遵守という、最低限のラインの継続によるものでした。本計画第 1 期では、環境にやさしい行動の推進として、クールビズ・ウォームビズの推進やこまめな消灯など、職員の取り組みによる削減を重視してきました。各課で目標を設定し、概ね達成できている取り組みが 90%を超えており、職員による環境にやさしい行動が定着してきました。

また、施設の改修時に省エネルギー機器や再生可能エネルギー設備等の導入を推進し、新たに 4 つの公共施設に太陽光発電システムを導入しました。結果として令和 3 (2021) 年度のエネルギー使用に伴う温室効果ガスの排出量は 23,017t-CO₂ で、基準年度の平成 29 (2017) 年度と比較して 8.7%減となっています。一方で、ごみ処理や下水処理で発生する非エネルギー部分の排出量は 7.2%増となり、全体として 0.3%増となりました。ごみの減量化に取り組を進めており、減少傾向ではありますが、ごみの排出抑制や再利用、分別の徹底など清掃工場での処理をするごみの量を減らす必要があるため、今後も継続して取り組みます。

そのような中、より取り組みを推進するため、令和 4 (2022) 年 6 月 7 日、令和 32 (2050) 年ゼロカーボンシティへ挑戦する「ゼロカーボンシティ習志野」を表明しました。このことを踏まえ、本市の目標についても国の地球温暖化対策計画に即し、令和 32 (2050) 年カーボンニュートラルを見据えたものに変更いたします。

■表 4 項目別二酸化炭素排出量（本計画第 1 期）

（二酸化炭素換算 単位：t-CO₂）

種別	年度	平成 29 (2017) 年度 【基準年度】		令和 3 (2021) 年度 【実績】		削減率 (%)
		排出量	構成割合	排出量	構成割合	
合計		58,261	100%	58,453	100%	0.3
エネルギー使用に伴う排出量		25,203	43.3%	23,017	39.4%	▲8.7
	電気	14,443	24.8%	12,583	21.5%	▲12.9
	都市ガス	3,411	5.9%	3,979	6.8%	16.7
	コークス ^{※1}	6,982	12.0%	6,344	10.9%	▲9.1
	公用車の燃料	427	0.7%	361	0.6%	▲15.5
	その他 ^{※2}	187	0.3%	101	0.2%	▲46.0
	売電量 ^{※3}	▲247	▲0.4%	▲351	▲0.6%	42.1
非エネルギー部分の排出量		33,058	56.7%	35,436	60.6%	7.2
	廃棄物の焼却等	33,058	56.7%	35,436	60.6%	7.2

※1 芝園清掃工場でごみを処理する際に使用している燃料です。

※2 その他は灯油、A 重油、液化石油ガス等が含まれています。

※3 芝園清掃工場の自家発電による売電。排出量から差し引く。

（参考）非エネルギー起源 CO₂

工業プロセスの化学反応で発生・排出されるものや、廃棄物の焼却で発生・排出されるもののことを言います。これに対して、燃料の燃焼で発生・排出される二酸化炭素をエネルギー起源 CO₂と言います。

非エネルギー起源 CO₂につきましては、本市においては、廃棄物の処理（溶融炉）の活動により、廃棄物中の炭素が酸化され主に CO₂として排出されるため削減目標の対象としています。

廃プラスチックは連続燃焼式におけるごみの処理量に含まれている物ですが、温室効果ガス排出量の算出に用いる排出係数の数値が大きいため、連続燃焼式による処理量より廃プラスチックの処理量が少なくても、温室効果ガス排出量は大きく算出されます。

廃棄物処理事業は、日本全体としても温室効果ガス排出規模の大きい活動です。廃棄物の中でも一般廃棄物（ごみ・生活排水（し尿等））の処理は市町村に責任があることから、本計画の対象としています。

4 温室効果ガスの削減目標

本計画第1期計画では、「温室効果ガス総排出量を平成29(2017)年度に比べて12%削減すること」を目標として掲げていました。

令和4(2022)年6月7日、習志野市は令和32(2050)年の温室効果ガス排出実質ゼロに挑戦する「ゼロカーボンシティ習志野」を表明しました。そこで、本市の削減目標についても、国と同水準の目標を設定し、推進していきます。

表5に本計画における削減目標を、表6に国の地球温暖化対策計画の削減目標を示しました。国の計画による、エネルギー起源の部門別「業務その他」の削減率51%、非エネルギー起源の削減率14%を、本計画の削減目標と決めました。

本市においては、一般廃棄物処理基本計画にて一般廃棄物の削減目標を定めていますが、本計画においては、更なる高みを目指して削減していく目標としました。

■表5 本計画における削減目標

(単位：t-CO₂)

温室効果ガス排出量	基準年度 平成29(2017) 年度	現状 令和3(2021) 年度	目標 令和12(2030) 年度	基準年度からの 削減率
エネルギー使用に伴う 温室効果ガス排出量	25,203	23,017	12,349	▲51%
非エネルギー部分の 温室効果ガス排出量	33,058	35,436	28,430	▲14%
合計	58,261	58,453	40,779	▲30%

■表6 国の地球温暖化対策計画の削減目標

温室効果ガス排出量 ・吸収量 (単位：億t-CO ₂)	2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標	
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂	12.35	6.77	▲45%	▲25%	
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O	1.34	1.15	▲14%	▲8%	
HFC等4ガス(フロン類)	0.39	0.22	▲44%	▲25%	
吸収源	-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)	
二国間クレジット制度(JCM)	官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-	

5 温室効果ガス削減のための取り組み

市が率先して、自らの事務事業活動に伴う、温室効果ガスの排出量を削減し、環境に対する負荷の軽減を図るための取り組みを推進します。

(1) 第1期の取り組み

第1期では、次のことを中心に取り組み、各課評価においては、達成率70%以上の取組個数が、全体の94%でありました。

① 環境にやさしい行動の推進

- クールビズ、ウォームビズを実践します。
- 使用していない部屋の消灯を行います。
- 昼休みの消灯を行います。
- 部分消灯に努めます。
- こまめな節電を行います。
- 徒歩の他、公共交通機関や自転車を活用します。
- 2アップ3ダウン運動を推進します。
- エコバッグを活用します。
- グリーン購入法および環境配慮契約法を推進します。

② 省エネルギー機器・再生可能エネルギー設備等の導入

- LED照明器具や省エネルギー機器等の導入を推進します。
- 太陽光発電システム等の再生可能エネルギー設備等の導入を推進します。


(参考) 我が国では、1973年の第一次石油危機を契機とし、電源の多様化が図られてきました。一方で、原子力については、東日本大震災の影響により、2013年9月以降原子力発電所の停止が続いていましたが、2015年8月に九州電力川内原子力発電所1号機が運転を再開し、順次原子力発電所の再稼働が進んでいます。


2019年度の電源構成は、LNG37.1%、石炭31.8%、石油等6.8%、新エネ等10.3%、水力7.8%、原子力6.2%となっています。

(2) 第2期目標達成のための取り組み

エネルギー起源の温室効果ガス削減目標の達成を目指し、脱炭素社会の実現、気候変動への対策を含め、全庁的に次の取り組みを推進します。

① 温室効果ガス削減の重点取り組み

<h2>1. クリーンなエネルギーの選択</h2>	
<p>市の事務事業で使用するエネルギーは、電気とガス、そして廃棄物処理のコークスがそのほとんどを占めます。カーボンフリー又は温室効果ガス排出量を抑制するエネルギーの優先導入を検討します。</p>	
<p>推進する取り組み</p> <ol style="list-style-type: none"> ※<u>排出係数</u>の低い電力を契約することに努めます。 (※排出係数・・・その電気を作るためにどれだけCO₂が排出されたかを示す数値) カーボンニュートラル都市ガスの導入を検討し、都市ガス利用に伴う温室効果ガス発生抑制に努めます。 清掃工場の炉の状態を適正に管理することで使用量を抑制できていること、今後も適正な管理を継続してまいります。 	
<p>取り組みの目標値 (削減量は現状(令和3(2021)年度実績)からの数値)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和12(2030)年度までに、市の契約する電力の排出係数は、0.25kg-CO₂/kWhを下回ることを目指します。 【この取り組みで削減される年間CO₂量】<u>5,403t-CO₂</u> 公共施設にカーボンニュートラル都市ガスの導入を検討し、導入した施設において都市ガスから排出されるCO₂ゼロを目指します。 【この取り組みで削減される年間CO₂量】<u>885t-CO₂</u> 	

<h2>2. 再生可能エネルギー設備導入の推進</h2>	
<p>公共施設への太陽光発電設備等の導入率向上を目指します。</p>	
<p>推進する取り組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 公共施設の新築及び改修の際は、太陽光発電システムと蓄電池を導入することを検討します。 既存の公共施設にも太陽光発電システムと蓄電池の導入を検討します。 	
<p>取り組みの目標値 (削減量は現状(令和3(2021)年度実績)からの数値)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和12(2030)年度までに、新たに市内約30施設に太陽光発電システムと蓄電池を導入することを目指します。 【この取り組みで削減される年間CO₂量】<u>500t-CO₂</u> 	

3. 公共施設の省エネルギー化



既存公共施設の LED 照明器具への転換や、公共施設の新築・改修の際は断熱化等により省エネルギー化を推進します。

推進する取り組み

1. 公共施設の新築・改修の際は、断熱化や LED 化、高効率な空調設備の導入など省エネルギー化を推進します。
2. 自然光の利用や自然通風システムにより、省エネルギー化を推進します。
3. 公共施設の照明器具の LED 化を推進するとともに、水銀灯の数^{ゼロ}を目指します。

取り組みの目標値（削減量は現状（令和 3(2021)年度実績）からの数値）

- ・ 公共施設の照明の LED 化率 76%を目指します。（令和 3 年度末現在 40.6%）
- ・ 公共施設の水銀灯の数^{ゼロ}を目指します。

【この取り組みで削減される年間 CO₂ 量】 470t-CO₂

4. 公用車の適正管理



公用車の更新・新規導入の際は、電動車をはじめ低燃費車を優先的に導入することを検討します。


推進する取り組み


1. 適正な台数の管理をしていきます。
2. 公用車の更新・新規導入の際、電動車をはじめ低燃費車を優先的に導入することを検討します。


取り組みの目標値


- ・ 公用車の更新・新規導入の際、電動車をはじめ低燃費車を優先的に導入することを検討します。

② その他の温室効果ガス削減や吸収の取り組み

<h3>5. 省エネ意識の向上と普及・連携</h3>	
<p>市の取り組みが市民や事業者の行動の促進に繋がるよう、職員一人ひとりが高い意識を持ち、温暖化対策に取り組んでいきます。</p>	
<p>推進する取り組み</p>	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 環境物品等の調達を推進、環境物品等に関する情報の提供、環境物品等への需要の転換を促進していきます。 2. 昼休みや業務時間外の部分消灯を行い、節電対策を行います。 3. クールアースウィークや冬季省エネウィーク、ノー残業デーを推進し、業務時間外のエネルギー使用の削減に努めます。 4. エコバッグを活用し、レジ袋等の包装類の抑制、削減に努めます。 5. 積極的な情報提供や環境教育の機会を設け、地域全体に省エネ意識が根付くことを目指します。 	
<p>取り組みの目標値</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・「習志野市グリーン購入調達方針」を策定し、グリーン購入に組織的に取り組みます。 	

<h3>6. ICT の推進による事務改善</h3>	
<p>今後の社会の大きな方向性である GX（グリーントランスフォーメーション）と DX（デジタルトランスフォーメーション）を連携しながら取り組んでいくことが必要です。</p>	
<p>会議資料の電子化、事務の電子申請の活用等、ICT を推進し、紙の削減に取り組めます。また、クールアースウィークや冬季省エネウィーク、ノー残業デーの推進により、温室効果ガス削減に繋がります。</p>	
<p>推進する取り組み</p>	
<ol style="list-style-type: none"> 1. ペーパーレス会議やオンライン会議、電子決裁等の実施環境を整備・推進することで、印刷の抑制、紙の削減、公用車使用の抑制を図ります。 	
<p>取り組みの目標値</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ペーパーレス会議やオンライン会議、電子決裁等の実施環境を整備・推進することで、印刷の抑制、紙の削減、公用車使用の抑制を図ります。 	

<h2>7. 二酸化炭素吸収源の確保</h2>	
<p>公共施設の緑化や公園、樹木の適正な管理を推進します。また、自治体間協定によるカーボンオフセットにより、二酸化炭素吸収源を確保します。</p>	
<p>推進する取り組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 市内の既存の緑地、樹木を適正に管理します。 市内の緑化を推進します。 自治体間協定により他市の森林を整備することで、本市の二酸化炭素吸収源を確保します。 	
<p>取り組みの目標値（削減量は現状（令和3(2021)年度実績）からの数値）</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和7(2025)年度までに、公共の都市公園・緑地等の市民一人あたりの面積 12.3 m²を目指します。（現在 8.8 m²） <p>【この取り組みで吸収される年間 CO₂ 量】 <u>92t-CO₂</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 南房総市との自治体間協定に基づき、南房総市の森林を整備することにより、本市の二酸化炭素吸収源を確保します。 <p>【この取り組みで吸収される年間 CO₂ 量】 <u>20t-CO₂</u></p>	

<h2>8. ごみ排出量の減量とごみ処理・処分量の削減</h2>	
<p>職員一人ひとりが高い意識を持ち、減量化・再資源化に取り組みます。</p>	
<p>推進する取り組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 廃棄物の安全・安定的な適正処理体制の更なる推進を図ります。 再資源化できるものは再資源化を図ります。 公共施設からのごみ排出量を削減します。 	
<p>取り組みの目標値</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共施設からのごみの排出量の 14%削減を目指します。 	

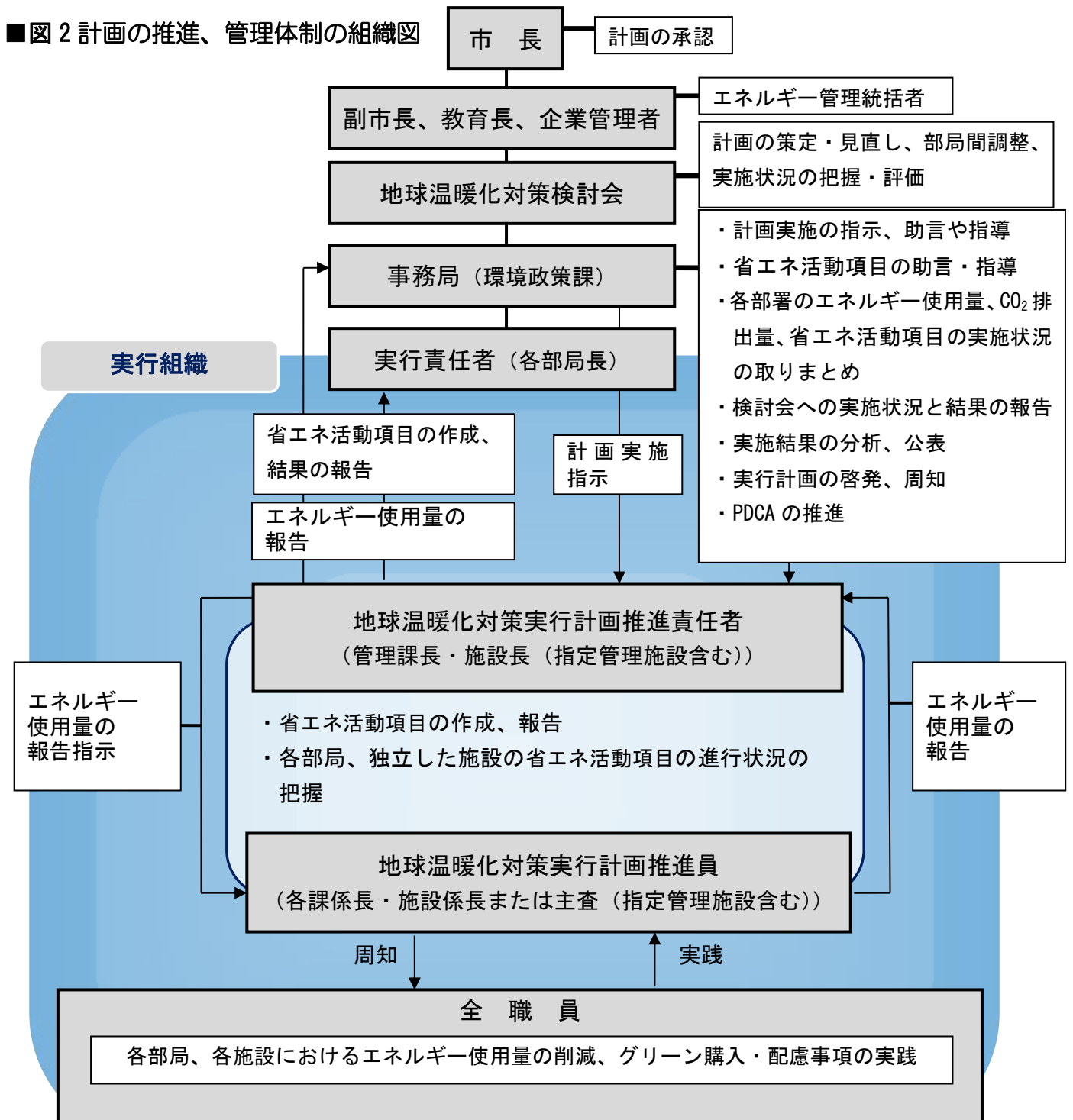
まとめ

目標達成のための取り組み	削減される 温室効果ガス (t-CO ₂)
1. クリーンなエネルギーの選択	6,288
2. 再生可能エネルギー設備導入の推進	500
3. 公共施設の省エネルギー化	470
4. 公用車の適正管理	-
5. 省エネ意識の向上と普及・連携	-
6. ICTの推進による事務改善	-
7. 二酸化炭素吸収源の確保	112
8. ごみ排出量の減量とごみ処理・処分量の削減	-
合 計	7,370

これらの取り組みにより、エネルギー起源の温室効果ガスの削減見込みは、基準年度から37.4%となる見込みです。令和12(2030)年度の51%削減(吸収)目標の達成に向け、第2期計画期間中(令和5~8年度)のエネルギー起源の温室効果ガス削減目標を上記の通り定め、国の動向や新技術の開発などに注視し、さらなる削減の具体策を検討していきます。

6 計画の推進、管理体制

本計画は、環境マネジメントシステムの考え方を取り入れ、各部局及び独立した施設において省エネ活動項目を作成し、実効性を確保するとともに、継続的な推進を図るものとします。



■表7 計画の推進及び進行管理における役割

名称	担当	推進、進行管理における役割
統括者	市長	計画の推進に係る最高責任者 ・計画の承認
エネルギー管理 統括者	副市長、 教育長、 企業管理者	エネルギー使用の合理化に関する取 り組みの責任者 ・財政面における効果を踏まえた取 り組みの推進 (経営的視点) ・経済産業省令で定める業務(現場 実務)の統括管理
地球温暖化対策 検討会	会長は、都市環境部次長相当 職 委員は、関係課長	地球温暖化対策に関する施策を協 議、調整する ・計画の取組内容や数値目標等の策 定、見直し ・計画の進捗状況の把握、評価、進 行管理
事務局	環境政策課	計画の策定、取り組みの実践、管理に 関し、各部局長及び計画推進責任者 が行う事務を補助または調整する。 ・計画実施の指示、助言や指導 ・エネルギー使用の合理化に関する 方策、使用量結果の報告、指示、 取りまとめや助言、指導 ・検討会への報告 ・実施結果の分析、公表 ・実行計画の啓発、周知
実行責任者	各部局長	・事務局からの啓発や指示に基づ き、計画推進 責任者に対し必要な指示をする ・計画推進責任者からの取り組みの 報告を確認し、必要な指示をする
地球温暖化対策 実行計画推進責 任者	各管理課長、施設長(指定管理施 設含む) ※各課及び各施設により、業務内 容や設備、開設時間あるいは利用 者等の条件が違ふことから、現場 に沿う取り組みとなるよう、この 職に計画推進責任者を置きます。	・事務局または実行責任者の指示に 基づき、地球温暖化対策の組み の実践に必要な事務を行う ・各所属構成員に対し、地球温暖化 対策の取り組みを実践するよう指示 する

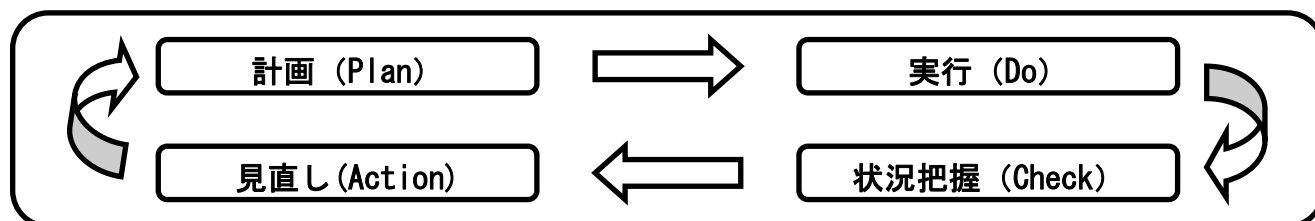
名称	担当	推進、進行管理における役割
地球温暖化対策 実行計画推進員	各課係長、施設係長、主査 (指定管理施設含む) ※各管理課長及び施設長を 計画推進責任者としてお り、組織の運営上、責任者 の補佐を考慮し、当該所属 のこの職に計画推進員を置 きます。	・計画推進責任者を補佐し、自所属の取り組 みを推進する
全職員	全職員	・計画推進責任者及び計画推進員の指示 (周知)のもと、地球温暖化対策の取り組 みを実践する

(1) 点検、報告、評価及び見直し

実施状況は、省エネ法の定期報告書に基づき**毎年度集計し検討会に報告する**とともに、削減状況を職員に周知することによって、職員一人ひとりの意識の向上を図るものとします。

また、必要に応じて計画の見直しを行い、改善するものとします。

■図3 進行管理システム (1年毎)



※ 本計画は職員一人ひとりが意識的に取り組み、推進していくことを基本とします。

【資料編】

■表 8 項目別二酸化炭素排出量（本計画第 1 期）

（P9 「表 4 項目別二酸化炭素排出量（本計画第 1 期）」関係）

（二酸化炭素換算 単位：t-CO₂）

種別	年度	平成 29 (2017) 年度 【基準年度】		令和 3 (2021) 年度 【実績】		削減率 (%)
		排出量	構成割合	排出量	構成割合	
合計		58,261	100%	58,453	100%	0.3
エネルギー使用に伴う排出量		25,203	43.3%	23,017	39.4%	▲8.7
電気		14,443	24.8%	12,583	21.5%	▲12.9
都市ガス		3,411	5.9%	3,979	6.8%	16.7
コークス ^{※1}		6,982	12.0%	6,344	10.9%	▲9.1
公用車の燃料		427	0.7%	361	0.6%	▲15.5
その他 ^{※2}		187	0.3%	101	0.2%	▲46.0
売電量 ^{※3}		▲247	▲0.4%	▲351	▲0.6%	42.1
非エネルギー部分の排出量		33,058	56.7%	35,436	60.6%	7.2
廃棄物の焼却等		33,058	56.7%	35,436	60.6%	7.2

■表 9 公共施設における太陽光発電システムの設置状況

（P12 「2. 再生可能エネルギー設備導入の推進」関係）

施設	出力	稼働開始時期(年月)	
谷津南小学校	18.8kW	平成 22 年(2010 年)	8 月
第三中学校	18.8kW	平成 22 年(2010 年)	8 月
谷津保育所	10.0kW	平成 23 年(2011 年)	4 月
杉の子こども園	10.0kW	平成 24 年(2012 年)	4 月
津田沼小学校	10.0kW	平成 24 年(2012 年)	11 月
東消防署	3.2kW	平成 26 年(2014 年)	4 月
袖ヶ浦こども園	10.0kW	平成 26 年(2014 年)	8 月
市庁舎	20.0kW	平成 29 年(2017 年)	5 月
学校給食センター	5.8kW	平成 31 年(2019 年)	4 月
第 4 給水場	11.0kW	令和 2 年(2020 年)	4 月
谷津小学校	10.0kW	令和 2 年(2020 年)	7 月
中央消防署	10.0kW	令和 3 年(2021 年)	4 月
合計	127.6kW		

※10kW の発電能力で年間約 10,000kWh の発電量を得られ、約 4.45t-CO₂ の削減効果があります。

出典) 一般社団法人太陽光発電協会

■表 10 公共施設における省エネルギー機器・再生可能エネルギー導入設備

施設	設備	稼働開始年月	内容
芝園 清掃 工場	蒸気タービン発電 (余熱利用)	平成 14(2002) 年 11 月	定格出力 2,470kW ごみの処理による余熱で発電をして、工場に供給。 余剰が生じた場合は売電している。 (参考)平成 28(2016)年度売電電力 759,558kW 溶融炉から産出されるスラグ、メタルの資源化により、最終(埋め立て)処分は集じん灰のみとなり、従来方式と比べ、大幅に処分量を抑えることが可能。
市庁舎	ガス コージェネレーション システム	平成 29(2017) 年 5 月	市営ガスを利用したコージェネレーションシステムを用いて電気を作り、同時に発生する排熱を空調に有効利用。
	BEMS (ビルエネルギー マネジメントシステム)		BEMS の導入により、エネルギーの使用状況が把握しやすく、空調等の全庁管理、自動制御による効率的なエネルギー使用が可能。
	Low-E ペアガラス		外部に面するガラスの多くは Low-E ペアガラスを使用し熱負荷を軽減。
	LED 照明		LED 照明を 90%以上導入。

■表 11 公共施設の LED 照明設置状況
(P13 「3. 公共施設の省エネルギー化」関係)

(単位：個)

	蛍光灯	水銀灯	その他	LED	合計	LED 化率
市長部局	12,262	424	1,710	20,387	34,783	58.6%
教育委員会	26,682	868	429	9,309	37,288	25.0%
企業局	2,361	149	126	1,094	3,730	29.3%
合計	41,305	1,441	2,265	30,790	75,801	40.6%

(令和 3 年度末)

■表 12 公用自動車の状況
 (P13 「4. 公用車の適正管理」関係)

(単位：台)

	ガソリン	軽油	天然ガス	ハイブリッド	合計
軽自動車	87	0	3	0	90
貨物車	34	15	2	0	51
乗用車	24	4	0	8	36
バス	0	3	0	0	3
特殊用途車	14	34	0	0	48
合計	159	56	5	8	228

(令和3年度末)

※「ハイブリッド」はガソリンと電気による稼働で、「ガソリン」とは別に集計している。



ゼロカーボンシティ習志野

近年、二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの増加により、地球温暖化が進行しています。地球温暖化による気候変動が一因と考えられる異常気象が世界各地で発生し、我が国においても甚大な豪雨・台風災害や猛暑が頻発するようになり、地球温暖化によるリスクが高まっています。

地球温暖化対策として、温室効果ガスを削減することは、世界規模の課題であります。

国においては、令和2(2020)年10月に「2050年カーボンニュートラルと脱炭素社会の実現」が宣言され、脱炭素社会の実現に向けて大きく舵が切られました。

本市は、これまで本市ができる対策を進めるとともに、市、市民、事業者それぞれが行動に移すことを重点に取り組みを進めてきました。

本市では、今年度に「習志野市地球温暖化対策実行計画」の改定及び「習志野市 SDGs戦略」を策定し、率先して温室効果ガス排出抑制への行動を起こし、市、市民、事業者が共に2050年温室効果ガス排出実質ゼロに挑戦することを表明します。

令和4年6月7日

習志野市長

宮本泰介

■表 13 各局・施設の温室効果ガス排出（削減）量の目標数値

①（市）市長部局（芝園清掃工場を除く／保育所、こども園を含む）

（単位：t-CO₂）

エネルギー種別	年度 平成 29(2017) 年度 【基準年度】	令和 3(2021) 年度 【現状】	令和 12(2030) 年度 【第 1 期目標】	令和 12(2030) 年度 【第 2 期目標】	基準年度 からの 削減量
電気(昼間・全日)	2,919	2,343	2,569	1,297	▲1,622
電気(夜間)	246	195	216	106	▲140
※ガソリン	1	1	1	1	0
灯油	1	1	1	1	0
※軽油	0	0	0	0	0
A 重油	0	0	0	0	0
液化石油ガス	0	0	0	0	0
都市ガス	1,259	1,261	1,108	1,023	▲236
小計	4,426	3,801	3,895	2,428	▲1,998

※ガソリン、軽油の使用量につきましては、公用車での使用を除いた使用量となっています。
以下、同様。

②（市）芝園清掃工場 ※第二種エネルギー管理指定工場等に該当

（単位：t-CO₂）

エネルギー種別	年度 平成 29(2017) 年度 【基準年度】	令和 3(2021) 年度 【現状】	令和 12(2030) 年度 【第 1 期目標】	令和 12(2030) 年度 【第 2 期目標】	基準年度 からの 削減量
電気(昼間・全日)	695	632	612	331	▲364
電気(夜間)	0	0	0	0	0
※ガソリン	0	0	0	0	0
灯油	2	1	2	1	▲1
※軽油	0	0	0	0	0
A 重油	0	0	0	0	0
液化石油ガス	0	0	0	0	0
都市ガス	460	382	405	0	▲460
石炭コークス	6,982	6,344	6,144	6,344	▲638
自家発電の電気販売量 によるCO ₂ 排出量控除	▲247	▲351	▲217	▲351	▲104
エネルギー起源 計	7,892	7,008	6,946	6,325	▲1,567
連続燃焼式	930	914	818	800	▲130
廃プラスチック	30,616	32,948	26,942	26,330	▲4,286
非エネルギー起源 計	31,546	33,862	27,760	33,862	▲4,416

※廃プラスチックについては、国が示す目標値から暫定的に算出したもの。

③（教）教育委員会

（単位：t-CO₂）

年度 エネルギー種別	平成 29(2017) 年度 【基準年度】	令和 3(2021) 年度 【現状】	令和 12(2030) 年度 【第 1 期目標】	令和 12(2030) 年度 【第 2 期目標】	基準年度 からの 削減量
電気(昼間・全日)	3,258	3,163	2,867	1,982	▲1,276
電気(夜間)	154	36	135	21	▲133
※ガソリン	2	3	2	2	0
灯油	22	15	19	15	▲7
※軽油	1	1	1	0	▲1
A 重油	119	32	105	33	▲86
液化石油ガス	5	1	4	1	▲4
都市ガス	1,444	2,111	1,271	2,111	667
小 計	5,005	5,362	4,404	4,462	▲840

（教育委員会の主な施設ごとの内訳）端数処理のため内訳と施設の合計が合わない場合があります。

③-1（教）教育委員会（幼稚園、小・中・高等学校を除く事務所等）

（単位：t-CO₂）

年度 エネルギー種別	平成 29(2017) 年度 【基準年度】	令和 3(2021) 年度 【現状】	令和 12(2030) 年度 【第 1 期目標】	令和 12(2030) 年度 【第 2 期目標】	基準年度 からの 削減量
電気(昼間・全日)	1,098	1,193	966	693	▲405
電気(夜間)	155	36	137	21	▲134
※ガソリン	2	1	2	1	▲1
灯油	5	2	4	2	▲3
※軽油	0	1	0	0	0
A 重油	119	32	105	32	▲87
液化石油ガス	5	1	4	1	▲4
都市ガス	600	609	528	609	9
小 計	1,984	1,875	1,746	1,359	▲625

③-2 (教) 幼稚園

(単位: t-CO₂)

年度 エネルギー種別	平成 29(2017) 年度 【基準年度】	令和 3(2021) 年度 【現状】	令和 12(2030) 年度 【第 1 期目標】	令和 12(2030) 年度 【第 2 期目標】	基準年度 からの 削減量
電気(昼間・全日)	25	22	22	13	▲12
電気(夜間)	0	0	0	0	0
※ガソリン	0	0	0	0	0
灯油	0	0	0	0	0
※軽油	0	0	0	0	0
A 重油	0	0	0	0	0
液化石油ガス	0	0	0	0	0
都市ガス	15	14	14	14	▲1
小 計	40	36	36	27	▲13

③-3 (教) 小学校(児童会を含む)

(単位: t-CO₂)

年度 エネルギー種別	平成 29(2017) 年度 【基準年度】	令和 3(2021) 年度 【現状】	令和 12(2030) 年度 【第 1 期目標】	令和 12(2030) 年度 【第 2 期目標】	基準年度 からの 削減量
電気(昼間・全日)	1,082	1,083	952	710	▲372
電気(夜間)	0	0	0	0	0
※ガソリン	0	1	0	1	1
灯油	13	9	12	9	▲4
※軽油	0	0	0	0	0
A 重油	0	0	0	0	0
液化石油ガス	0	0	0	0	0
都市ガス	407	907	358	907	500
小 計	1,502	2,000	1,322	1,627	125

③-4 (教) 中学校

(単位：t-CO₂)

年度 エネルギー種別	平成 29(2017) 年度 【基準年度】	令和 3(2021) 年度 【現状】	令和 12(2030) 年度 【第 1 期目標】	令和 12(2030) 年度 【第 2 期目標】	基準年度 からの 削減量
電気(昼間・全日)	684	596	602	391	▲293
電気(夜間)	0	0	0	0	0
※ガソリン	0	1	0	1	1
灯油	4	4	3	4	0
※軽油	0	0	0	0	0
A 重油	0	0	0	0	0
液化石油ガス	0	0	0	0	0
都市ガス	294	477	259	477	183
小 計	982	1,078	864	873	▲109

③-5 (教) 高等学校

(単位：t-CO₂)

年度 エネルギー種別	平成 29(2017) 年度 【基準年度】	令和 3(2021) 年度 【現状】	令和 12(2030) 年度 【第 1 期目標】	令和 12(2030) 年度 【第 2 期目標】	基準年度 からの 削減量
電気(昼間・全日)	369	269	325	176	▲193
電気(夜間)	0	0	0	0	0
※ガソリン	0	0	0	0	0
灯油	0	0	0	0	0
※軽油	0	0	0	0	0
A 重油	0	0	0	0	0
液化石油ガス	0	0	0	0	0
都市ガス	128	104	112	104	▲24
小 計	497	373	437	280	▲217

④企業局（津田沼浄化センターを除く）

（単位：t-CO₂）

エネルギー種別 \ 年度	平成 29(2017) 年度 【基準年度】	令和 3(2021) 年度 【現状】	令和 12(2030) 年度 【第 1 期目標】	令和 12(2030) 年度 【第 2 期目標】	基準年度 からの 削減量
電気(昼間・全日)	3,099	2,671	2,727	1,474	▲1,625
電気(夜間)	751	602	661	327	▲424
※ガソリン	0	0	0	0	0
灯油	0	0	0	0	0
※軽油	1	5	1	5	4
A 重油	1	1	1	1	0
液化石油ガス	0	0	0	0	0
都市ガス	209	183	58	0	▲209
小 計	4,061	3,462	3,448	1,807	▲2,254

（企業局の主な施設ごとの内訳） 端数処理のため内訳と施設の合計が合わない場合があります。

④-1（企）ガス供給所

（単位：t-CO₂）

エネルギー種別 \ 年度	平成 29(2017) 年度 【基準年度】	令和 3(2021) 年度 【現状】	令和 12(2030) 年度 【第 1 期目標】	令和 12(2030) 年度 【第 2 期目標】	基準年度 からの 削減量
電気(昼間・全日)	57	39	50	22	▲35
電気(夜間)	0	0	0	0	0
※ガソリン	0	0	0	0	0
灯油	0	0	0	0	0
※軽油	0	0	0	0	0
A 重油	0	0	0	0	0
液化石油ガス	0	0	0	0	0
都市ガス	11	5	0	0	11
小 計	68	44	50	22	▲46

④-2(企) 上水道事業

(単位: t-CO₂)

年度 エネルギー種別	平成 29(2017) 年度 【基準年度】	令和 3(2021) 年度 【現状】	令和 12(2030) 年度 【第 1 期目標】	令和 12(2030) 年度 【第 2 期目標】	基準年度 からの 削減量
電気(昼間・全日)	3,042	2,501	2,677	1,379	▲1,663
電気(夜間)	751	602	661	327	▲424
※ガソリン	0	0	0	0	0
灯油	0	0	0	0	0
※軽油	1	5	1	5	4
A 重油	1	1	1	1	0
液化石油ガス	0	0	0	0	0
都市ガス	198	178	58	0	▲ 198
小 計	3,993	3,287	3,398	1,712	▲ 2,281

④-3(企) 下水道事業

(単位: t-CO₂)

年度 エネルギー種別	平成 29(2017) 年度 【基準年度】	令和 3(2021) 年度 【現状】	令和 12(2030) 年度 【第 1 期目標】	令和 12(2030) 年度 【第 2 期目標】	基準年度 からの 削減量
電気(昼間・全日)	-	131	-	73	73
電気(夜間)	-	0	-	0	0
※ガソリン	-	0	-	0	0
灯油	-	0	-	0	0
※軽油	-	0	-	0	0
A 重油	-	0	-	0	0
液化石油ガス	-	0	-	0	0
都市ガス	-	0	-	0	8
小 計	-	131	-	73	73

※下水道事業は、平成 29(2017)年度【基準年度】時点では、市長部局であったため、「-」で表示しています。

⑤ (企) 津田沼浄化センター ※第二種エネルギー管理指定工場等に該当 (単位: t-CO₂)

エネルギー種別 \ 年度	平成 29 (2017) 年度 【基準年度】	令和 3 (2021) 年度 【現状】	令和 12 (2030) 年度 【第 1 期目標】	令和 12 (2030) 年度 【第 2 期目標】	基準年度 からの 削減量
電気(昼間・全日)	1,527	1,347	1,344	753	▲774
電気(夜間)	1,797	1,599	1,581	894	▲903
※ガソリン	0	0	0	0	0
灯油	0	0	0	0	0
※軽油	0	0	0	0	0
A 重油	32	41	28	41	9
液化石油ガス	0	0	0	0	0
都市ガス	37	42	33	0	▲37
石炭コークス	0	0	0	0	0
エネルギー起源 計	3,393	3,029	2,986	1,688	▲1,705
下水(終末)処理	1,512	1,574	1,330	1,574	62
非エネルギー起源 計	1,512	1,574	1,330	1,574	62

※第二種エネルギー管理指定工場等

省エネ法第 17 条において、特定事業者が設置している工場等のうち、エネルギー年間使用量が原油換算 1,500KL 以上 3,000KL 未満の工場等を、エネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある工場等として、国が指定しているものです。

■ 策定経過

日 程		会 議 等
平成 29(2017) 年度	6 月 30 日	第 1 回環境審議会
	10 月 19 日	第 1 回検討会及び検討会作業部会の合同会
	11 月 17 日	第 2 回検討会作業部会
	12 月 18～26 日	庁内意見照会
	1 月 25 日	第 2 回検討会
	3 月 26 日	第 2 回環境審議会
平成 30(2018) 年度	5 月 16 日	第 1 回検討会
	7 月 31 日	第 1 回環境審議会
	1 月 15 日	庁議

策定に係る各種会議開催回数

平成 29(2017) 年度

- 環境審議会 2 回
- 検討会 2 回 (内 1 回は合同会議)
- 検討会作業部会 2 回 (内 1 回は合同会議)

平成 30(2018) 年度

- 環境審議会 1 回
- 検討会 1 回

■ 環境審議会開催状況

開催日		回 数	審議内容
平成 29(2017) 年度 (2 回)	平成 29(2017) 年 6 月 30 日	第 1 回環境審議会	計画策定の予定等の説明
	平成 30(2018) 年 3 月 26 日	第 2 回環境審議会	実行計画策定及びガイド ラインへの変更の報告
平成 30(2018) 年度 (1 回)	平成 30(2018) 年 7 月 31 日	第 1 回環境審議会	実行計画及びガイドライ ン(案)の報告

■ 庁内検討組織

【第1期】

習志野市地球温暖化対策検討会設置要綱及び習志野市地球温暖化対策検討会作業部会設置要綱に基づき、習志野市地球温暖化対策検討会（関係課長で構成）及び、その作業部会（関係課所属職員で構成）を設置し、計画の立案と庁内合意のための調整を行いました。

習志野市地球温暖化対策検討会

会長	都市環境部次長相当職
委員	政策経営部 総合政策課長
委員	資産管理室 資産管理課長
委員	総務部 総務課長
委員	総務部 契約検査課長
委員	協働経済部 協働政策課長
委員	健康福祉部 健康福祉政策課長
委員	都市環境部 都市政策課長
委員	都市環境部 環境政策課長
委員	都市環境部 津田沼浄化センター所長
委員	都市環境部 クリーンセンター クリーン推進課長
委員	こども部 こども政策課長
委員	議会事務局 庶務課長
委員	教育委員会学校教育部 教育総務課長
委員	教育委員会生涯学習部 社会教育課長
委員	消防本部 総務課長
委員	企業局業務部 総務課長

習志野市地球温暖化対策検討会作業部会

会長	都市環境部 環境政策課長
委員	政策経営部 総合政策課
委員	資産管理室 資産管理課
委員	総務部 総務課
委員	総務部 契約検査課
委員	協働経済部 協働政策課
委員	健康福祉部 健康福祉政策課
委員	都市環境部 都市政策課
委員	都市環境部 津田沼浄化センター
委員	都市環境部 クリーンセンター クリーン推進課
委員	こども部 こども政策課
委員	議会事務局 庶務課
委員	教育委員会学校教育部 教育総務課
委員	教育委員会生涯学習部 社会教育課
委員	消防本部 総務課
委員	企業局業務部 総務課

【第2期】

■ 策定経過

日 程		会 議 等
令和3(2021)年度	10月4日	第1回検討会
令和4(2022)年度	4月28日	第1回検討会
	6月27日	第1回環境審議会
	11月9日	第2回検討会
	11月25日～12月9日	庁内意見照会
	1月11日	第3回環境審議会
	2月6日	庁議

■ 環境審議会開催状況

開催日		回 数	審議内容
令和4(2022)年度 (2回)	6月27日	第1回環境審議会	改訂(案)の概要報告
	1月11日	第3回環境審議会	改訂(案)の報告

■ 庁内検討組織

習志野市地球温暖化対策検討会設置要綱に基づき、習志野市地球温暖化対策検討会（関係課長で構成）を設置し、計画の立案と庁内合意のための調整を行いました。

習志野市地球温暖化対策検討会

会長	都市環境部次長
委員	政策経営部 総合政策課長
委員	総務部 危機管理課長
委員	総務部 情報政策課長
委員	総務部 契約検査課長
委員	協働経済部 産業振興課長
委員	都市環境部 都市政策課長
委員	都市環境部 環境政策課長
委員	都市環境部 クリーン推進課長
委員	教育委員会学校教育部 教育総務課長
委員	企業局業務部 企業総務課長

【用語解説】

[アルファベット]

DX (デジタルトランスフォーメーション) (P14)

デジタルトランスフォーメーション (Digital Transformation) の略。AI や IoT などの先端的なデジタル技術の活用を通じて、デジタル化が進む高度な将来市場においても新たな付加価値を生み出せるよう従来のビジネスや組織を変革すること。

GX (グリーントランスフォーメーション) (P14)

グリーントランスフォーメーション (Green Transformation) の略。化石燃料ではなくクリーンエネルギーを主軸とする産業構造、社会システムへと変革すること。

[あ行]

温室効果ガス

地球を取り巻く大気が太陽から受ける熱を保持し、一定の温度を保つ仕組みのことを温室効果という。温室効果ガスは、大気中に拡散された温室効果をもたらすガスのことである。地球温暖化対策推進法では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン (HFCs)、パーフルオロカーボン (PFCs)、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素と定められている。

[か行]

カーボンオフセット (P15)

日常生活や経済活動において避けることができない CO₂ 等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。

カーボンニュートラル (P8、12)

バイオマスを燃焼しても二酸化炭素 (CO₂) は発生するが、それは植物が成長過程で光合成により吸収した CO₂ を排出しているものであり、ライフサイクル全体で見ると大気中の CO₂ を増加させず、収支はゼロであるという考え方。または、排出する温室効果ガスについて、主体的に削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量は、他の場所で排出削減・吸収等を行うことにより、その排出量の全部を埋め合わせた状態をいう。「ゼロカーボン」、「脱炭素」ともいう。

カーボンニュートラル都市ガス (P12)

採掘から燃焼に至る工程で発生する温室効果ガスを、別の場所の取り組みで創出された CO₂ クレジットで相殺することにより、地球規模では CO₂ は発生していないとみなされる都市ガス。

グリーン購入 (P3、11、14、17)

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」により、国等の機関にグリーン購入を義務付けるとともに、地方公共団体や事業者・国民にもグリーン購入に努めることとされ、本市においても、令和4年度末に「習志野市グリーン購入調達方針」を定めた。

[さ行]

再生可能エネルギー (P8、11、12、16、20、21)

「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」において、「エネルギー源として持続的に利用することができる」と認められるもの」とされており、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをその範囲としている。

ゼロカーボン

⇒カーボンニュートラル

ゼロカーボンシティ (P8、10、23)

令和32(2050)年にCO₂(二酸化炭素)を排出実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表した地方自治体のこと。

[た行]

低燃費車 (P13)

国土交通省にて燃費基準早期達成車とされた自動車のこと。

電動車 (P13)

電気自動車、プラグインハイブリッド車、ハイブリッド車、燃料電池車の総称。

[は行]

パリ協定 (P2、8)

フランスのパリで開催されたCOP21(国連気候変動枠組条約第21回締約国会議)において、平成27(2015)年12月に採択された協定の中で、令和2(2020)年以降の温室効果ガス排出削減の枠組みを定めたもの。地球の平均気温の上昇を産業革命前と比べて2℃より低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することを目標としている。



4年ごとに計画を見直す予定です。

習志野市地球温暖化対策実行計画 令和5(2023)年10月10日

(編集・発行) 習志野市都市環境部 環境政策課 環境政策係

電話 047-453-9291 (直通)

FAX 047-453-9311 (直通)